

広島県告示第千百二十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和五年九月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

古江西町二十五地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を令和二年十一月十九日広島県告示第千百五十四号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱三号及び四号は告示で指定した土地に存する標柱二号及び一号と同一とする。

郡市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
広島市西区	古江西町			一一八一番二	標柱一号
				一四八一番	標柱二号及び三号
				一二四三番二	標柱四号